

指名業者名・入札結果・契約結果公表簿

予定価格 (消費税(相当額)抜き)	¥6,680,000	最低制限価格 (消費税(相当額)抜き)	¥6,140,000
----------------------	------------	------------------------	------------

契約番号	5051016	工種	電気
件名	1,2系及び3,4系混和水pH計更新工事		
履行場所	久留米市荒木町白口 荒木浄水場		
履行期間	契約日の翌日から210日間		
入札日時	令和 5 年 6 月 20 日 13 時 30 分	入札場所	福岡県南広域水道企業団
現場説明日時	令和 年 月 日 時 分	無し	
落札または 決定業者	(株)アイワ・エンジニアリング 久留米市西町1222番地	契約金額	¥6,754,000
指名理由	電気、B・C等級、希望順位1位		

番号	商号又は名称	立会人	第1回	第2回	見積額
1	喜多電設(株)		6,140,000		
2	(株)カワデン		6,140,000		
3	(株)九州栄電社		辞退		
4	(有)オーム電工	○	6,140,000		
5	三光電気工事(株)		辞退		
6	有限会社 第一電気		6,680,000		
7	(株)アイワ・エンジニアリング		6,140,000	5者同額のため、抽選により決定	
8	九州システム産業株式会社	○	6,140,000		
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

指名業者名・入札結果・契約結果公表簿

予定価格 (消費税(相当額)抜き)	¥6,150,000	最低制限価格 (消費税(相当額)抜き)	¥5,650,000
----------------------	------------	------------------------	------------

契約番号	5051011	工種	機械器具設置
件名	西部配水場送水流量調節弁更新工事		
履行場所	久留米市三潞町壱町原 西部配水場		
履行期間	契約日の翌日から270日間		
入札日時	令和 5 年 6 月 20 日 14 時 00 分	入札場所	福岡県南広域水道企業団
現場説明日時	令和 年 月 日 時 分	無し	
落札または 決定業者	東機械工業(株) 福岡市博多区博多駅南4丁目18番5号	契約金額	¥6,215,000
指名理由	機械器具設置、B・C等級、希望順位1位		

番号	商号又は名称	立会人	第1回	第2回	見積額
1	(株)環境技研		5,650,000		
2	大日機設工業(株)		辞退		
3	共立エンジニアリング(株)		5,650,000		
4	平山産業株式会社	○	5,650,000		
5	東機械工業(株)		5,650,000	6者同額のため、抽選により決定	
6	(株)ハズ九州営業所		辞退		
7	(株)横手技研		5,650,000		
8	(株)オカベ工事	○	5,650,000		
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

指名業者名・入札結果・契約結果公表簿

予定価格 (消費税(相当額)抜き)	¥2,550,000	最低制限価格 (消費税(相当額)抜き)	¥2,340,000
----------------------	------------	------------------------	------------

契約番号	5051013	工種	電気
件名	東櫛原取水場外1箇所気中開閉器修繕工事		
履行場所	久留米市東櫛原町 東櫛原取水場 外1箇所		
履行期間	契約日の翌日から180日間		
入札日時	令和 5 年 6 月 20 日 14 時 30 分	入札場所	福岡県南広域水道企業団
現場説明日時	令和 年 月 日 時 分	無し	
落札または 決定業者	(株)カワデン 久留米市本町12番地13の2	契約金額	¥2,574,000
指名理由	電気、B・C等級、希望順位1位		

番号	商号又は名称	立会人	第1回	第2回	見積額
1	喜多電設(株)		2,340,000		
2	(株)カワデン	○	2,340,000	5者同額のため、抽選により決定	
3	(株)オージーエイ		辞退		
4	宮川電気工事(株)		2,340,000		
5	株式会社 マツウラ		2,340,000		
6	正和電機(株)	○	2,340,000		
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。